

鹿児島高専における施設利用ガイドライン

令和8年6月3日

校長 裁定

1. 目的

- ・本ガイドラインは、学内施設を安全・衛生的・公平に利用するための基本ルールを定める。
- ・学科再編および建物名称変更後は運用を明文化し、統一した運用を行う。

2. 適用範囲

- ・本校が管理するすべての建物・施設に適用する。
- ・学生、教職員、来校者、委託業者、共同研究者、外部利用者を含む。

3. 用語の定義

- ・共用部分：玄関ホール、廊下、階段、踊り場、エレベータ前、ラウンジ、会議室等
- ・共用に準ずる部分：教室、共通で利用する教室、PC室等
- ・管理室等：教員研究室、実験室、ゼミナール室、準備室、研究室等

4. 基本原則

- (1) 共用部分は原則として外履きで利用できることとする。ただし、PC室は除く。
- (2) 廊下・階段は避難通路であり、私物放置や無許可設置を禁止する。

5. 管理室等の運用

- (1) 教員研究室、実験室、ゼミナール室等の室内運用は、当該室の使用者（鹿児島工業高等専門学校不動産管理規則で定める補助監守者）が定めてよい。
- (2) 室内運用を行う場合は、入口に明確な表示を行うこと。
- (3) 来訪者が困らない履物対応（スリッパ準備等）を行うこと。
- (4) 室内運用を共用部分にまで拡張しないこと。
- (5) 退職等により教員研究室を退去する際、当該室の使用者は原状回復を行うこと。業者等の第三者による原状回復も可能とするが、その際の費用は使用者の研究費等で行うこと。

6. 清掃・衛生

- ・共用部分等の清掃は施設管理部署が計画する。
- ・管理者等は使用者が必要な衛生水準を設定する。

7. 遵守と是正

- ・本ガイドラインに反する運用が確認された場合、施設マネジメント委員会が是正を指示す

る。

・使用者は前項是正に従い改善に努めるものとする。従わなかった場合、校長は当該管理室等の使用を禁止することができるものとする。